

保険料の仮徴収が 始まります

後期高齢者医療保険料

国民健康保険料

4月・6月・8月に受取の年金から差し引かれる後期高齢者医療・国民健康保険の保険料(仮徴収額)が決定しました。対象となる人には3月下旬から4月上旬に通知書を送付します。

◆ 保険料の仮徴収 … 前年度の保険料をもとに決めた仮の保険料を納付することです。

平成21年中の所得が確定していないため、4月から8月までは平成20年中の所得により計算した、平成21年度(前年度)の保険料をもとに決めた額が年金から差し引かれます。

◎対象者には通知書を送付します ～対象者は以下の人です～

■ 後期高齢者医療保険料

- 平成22年2月に受取の年金から後期高齢者医療保険料が差し引かれていた人
- 現在、後期高齢者医療保険料が年金から差し引かれていないが、平成21年12月2日までに後期高齢者医療に加入された人で、以下の条件すべてに該当する人
 - ・保険料が差し引かれる年金の受取額が年額18万円以上
 - ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、保険料が差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない
- ※平成21年10月2日～12月2日に加入された人は、6月から仮徴収開始となります。

■ 国民健康保険料

- 平成22年2月に受取の年金から国民健康保険料が差し引かれていた世帯主
- ※被保険者の年齢によっては、対象にならない場合があります。
- 現在、国民健康保険料が年金から差し引かれていないが、平成21年4月以降に本市に転入された世帯の世帯主、もしくは65歳になられた世帯主で、以下の条件すべてに該当する人
 - ・国民健康保険に加入している
 - ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上
 - ・平成21年10月までに年金を受給し、その年額が18万円以上
 - ・介護保険料と国民健康保険料の合算額が、保険料が差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない

2月1日までに

『納付方法変更の届出』
をされた人へ

4月からは、年金から差し引いての納付にはならないため、通知書は届きません。後期高齢者医療は7月、国民健康保険は6月にそれぞれ通知書が届き、保険料が口座から引き落とされます。

※以前に納付方法変更の届出をされている人は、再度手続きする必要はありません。平成22年度の保険料も指定された口座から引き落とします。